

世界遺産委員会決議への対応について（その1）
資産間の障害の無い展望維持について（景観条例に基づく届出状況等）

金鷄山と他の4つのアンサンブル（仏堂・庭園）との間の障害の無い展望を維持すること。

- 資産及び緩衝地帯（関連資産及び周辺地帯含む）の範囲は、景観法に基づき、関係市町による景観計画区域が設定され、適切な景観の維持が図られている。

資産及び緩衝地帯（関連資産及び周辺地帯含む）における景観計画の状況

（平成30年1月～12月）

		許可申請件数	届出件数	その他 （おもな事例）
1	平泉町景観計画（平泉町）	65 （うち通知2件）	24 （うち通知2件）	通知4件（国の機関 または地方公共団 体が行う行為）
2	奥州市景観計画（奥州市）	0	18 （うち通知4件）	通知4件（国の機関 または地方公共団 体が行う行為）
3	本寺地区景観計画（一関市）	0	5 （うち通知2件）	通知2件（国の機関 または地方公共団 体が行う行為）
	計	65 （うち通知2件）	47 （うち通知8件）	通知10件（国の機 関または地方公共 団体が行う行為）